

- ・金融庁が「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書」で、公的年金だけでは老後の資金が2,000万円不足すると試算したことです。
- ・少子高齢化や長寿化が進む日本では、公的年金制度の持続への疑問も多く聞かれます。「老後2,000万円問題」をきっかけに、これからの資産形成について考えてみましょう。

## ●「老後2,000万円問題」って何？

総務省が発表した「家計調査年報（家計収支編）」（2017年）によると、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯の1ヵ月における実収入は年金給付を加算して**約20.9万円**、実支出は**約26.4万円**となっています。つまり、毎月**約5.5万円**を保有している資金から取り崩す必要があります。

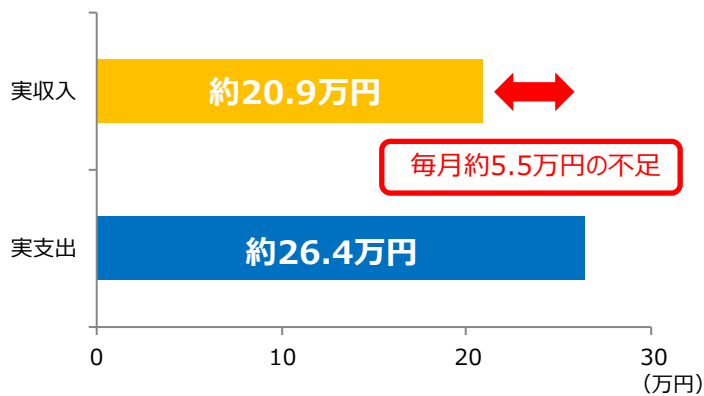
さらに、退職後の平均余命を30年と仮定すると、

$$5.5 \times 12 \times 30 \div 10000 = 2,000$$

万円            ヵ月            年                            万円

つまり、単純計算すると、65歳で定年を迎えてから30年の間に約2,000万円の資金が必要となります。これが「老後2,000万円問題」です。

【高齢夫婦無職世帯の家計収支】



出所：総務省「家計調査年報（家計収支編）」（2017年）の情報をもとにアセットマネジメントOne作成

## ●「老後2,000万円問題」を資産形成のきっかけに

右表のとおり、厚生労働省の資料によると、2020年に30歳を迎える1990年生まれの方は、2055年には**男性の5人に2人、女性の3人に2人**が90歳まで長生きすると予想されています。

これまでより長く生きる以上、より多くのお金が必要になります。公的年金制度の持続に疑問の声がささやかれるなか、私たちは老後の資金を**自助努力によって充実**させる必要があります。

「老後2,000万円問題」をきっかけに、長期・積立・分散投資を用いた自助努力による資産形成を考えてみませんか。

【65歳が特定の年齢まで生存する確率】

年代	男性		女性	
	90歳	100歳	90歳	100歳
2015年に65歳 (1950年生まれ)	35%	4%	60%	14%
2025年に65歳 (1960年生まれ)	38%	5%	64%	17%
2035年に65歳 (1970年生まれ)	41%	6%	67%	19%
2045年に65歳 (1980年生まれ)	43%	6%	69%	20%
2055年に65歳 (1990年生まれ)	44%	6%	69%	20%

※2017年時点  
出所：厚生労働省の資料をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

# 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

## 【投資信託に係るリスクと費用】

### ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（リート）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

### ● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

#### ■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.78% \* (税込)

\* 消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合があるため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

#### ■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.052% \* (税込)

\* 消費税率が10%になった場合は、年率2.09%となります。

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

#### ■ その他費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

## 【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
  1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
  2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。